

定 款

Coca-Cola **West**

コカ・コーラ ウエスト 株式会社

平成22年 1 月 6 日改正

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、コカ・コーラウエスト株式会社と称し、英文では、COCA-COLA WEST COMPANY, LIMITEDと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 清涼飲料水、嗜好飲料、乳飲料類、酒類および食品の輸出入、製造、加工および販売。
- (2) 清涼飲料水、嗜好飲料、乳飲料類、酒類および食品の封入機材・資材、包装機材・資材の製造、加工および販売。
- (3) 飲料用合成樹脂容器の製造および販売。
- (4) 食堂、喫茶店、その他飲食店および売店の経営および賃貸ならびに給食事業。
- (5) 不動産の管理、運営、売買、仲介および賃貸借。
- (6) 造園業、農産物・園芸植物・種苗の栽培および販売ならびに園芸用機材・資材等の製造、加工および販売。
- (7) 代金前払方式磁気カードの販売。
- (8) 煙草の販売。
- (9) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務。
- (10) 自動販売機器、クーラー、各種冷凍機、空調機器ならびに厨房設備等の販売、賃貸、リース、保守、管理、修理、整備、加工および据付け工事業務。
- (11) 貨物自動車運送業、自動車運送取扱業および倉庫業。
- (12) 総合リース業およびファクタリング業。
- (13) オフィスオートメーション機器、事務用機器および事務用品の販売。
- (14) 日用雑貨品の販売。
- (15) 情報通信機器の販売、保守およびその代理業。
- (16) スポーツ施設、ヘルスセンターおよび宿泊施設の経営および賃貸。
- (17) 総合警備保障業務。
- (18) ビン・缶・ペットボトル等空容器の収集運搬・保管・処理業。
- (19) コンピューターソフトウェアの開発および関連機材の販売、賃貸。
- (20) 自動車の修理、整備業。
- (21) 旅行業。
- (22) 建築工事業。
- (23) 前各号に付随または関連する事業。
- (24) 前各号の事業およびこれを含む諸事業に対する投資ならびに経営。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市におく。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億7千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿およ

び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集する。

(基準日)

第14条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定める順序により代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

3. 当会社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の委任による取締役会の決議により決定する。

(当会社の大量買付行為に対する対応策)

第18条 当会社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために定める当会社株式の大量買付行為に対する対応策（以下「本対応策」という。）の一環として、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、

次の事項を定めることができる。

- (1) 本対応策に定める一定の者（以下「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないものであること。
 - (2) 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。
 - (3) 当社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること。
2. 本対応策とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による当社株式の大量買付の提案がなされる前に策定されるものをいう。当社の株主総会は、これをその決議により定めることができる。

（議決権の代理行使）

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第20条 当社に、取締役15名以内をおく。

（選任）

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役）

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

（取締役会の招集）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(相談役および顧問)

第28条 取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名をおくことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社に、監査役7名以内をおく。

(選任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役および常任監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、監査役会は、その決議によって別に常任監査役を選定することができる。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をすることができる。

2. 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第38条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の未払配当金には、利息をつけない。

附 則

当社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市N. W. コカ・コーラプラザ1に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成21年1月1日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよびCoca-Colaなる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。